

## 第1次那須塩原市総合計画(後期基本計画)の策定方針

### 1. 趣 旨

前期基本計画（計画期間平成19年度～23年度）が平成23年度をもって終了することから、前期基本計画の検証を行うと同時に、市政全般にわたる市民のニーズや課題を踏まえた政策・施策の方向性、目標設定、成果指標等を検討し、後期基本計画（計画期間平成24年度～28年度）を策定する。

### 2. 総合計画の検証と後期基本計画策定

	現 行	検証事項
基本構想	平成19～28年（10年間） （まちづくりの大綱） 基本政策 7 政策 基本施策 38 施策	◇基本政策、基本施策の検証
基本計画	前期 平成 19～23年（5年間）	◇アンケートによる市民ニーズの把握及び施策への反映 ◇前期基本計画の各部門各施策における成果指標達成状況の調査
	後期 平成 24～28年（5年間）	◇市民の施策に対する満足度が把握できる成果指標の設定 ◇施策別の事務事業の策定
実施計画	計画期間は、2年間で毎年見直しを行うローリング方式	◇行政評価システムの反映

### 3. 計画の策定体制と役割 （別紙1のとおり）

#### (1) 審議機関

##### ◇総合計画審議会

市長の諮問に応じ、総合計画原案について調査審議し答申する。

※那須塩原市総合計画審議会条例 （別紙2のとおり）

#### (2) 庁内体制

##### ◇策定委員会

専門部会がつくった基本構想・基本計画の素案、原案の内容調整を行い、審議会に提出する素案、原案を最終的にとりまとめる。

◇専門部会及びワーキンググループ

①専門部会・・・・・・・・・・「策定委員会」に諮る前に、ワーキンググループが作成した担当部門ごとの構想・計画（素案）を調整する。

②ワーキンググループ・・・担当部門ごとの構想・計画（素案）を調査研究する。

※那須塩原市総合計画策定委員会設置規則（平成17年那須塩原市規則第181号）

(3) 市民参画

計画策定にあたっては、市民の幅広い意見や提案を反映させることに努めることとする。

①まちづくりアンケート

②審議会委員の公募

③地域説明会

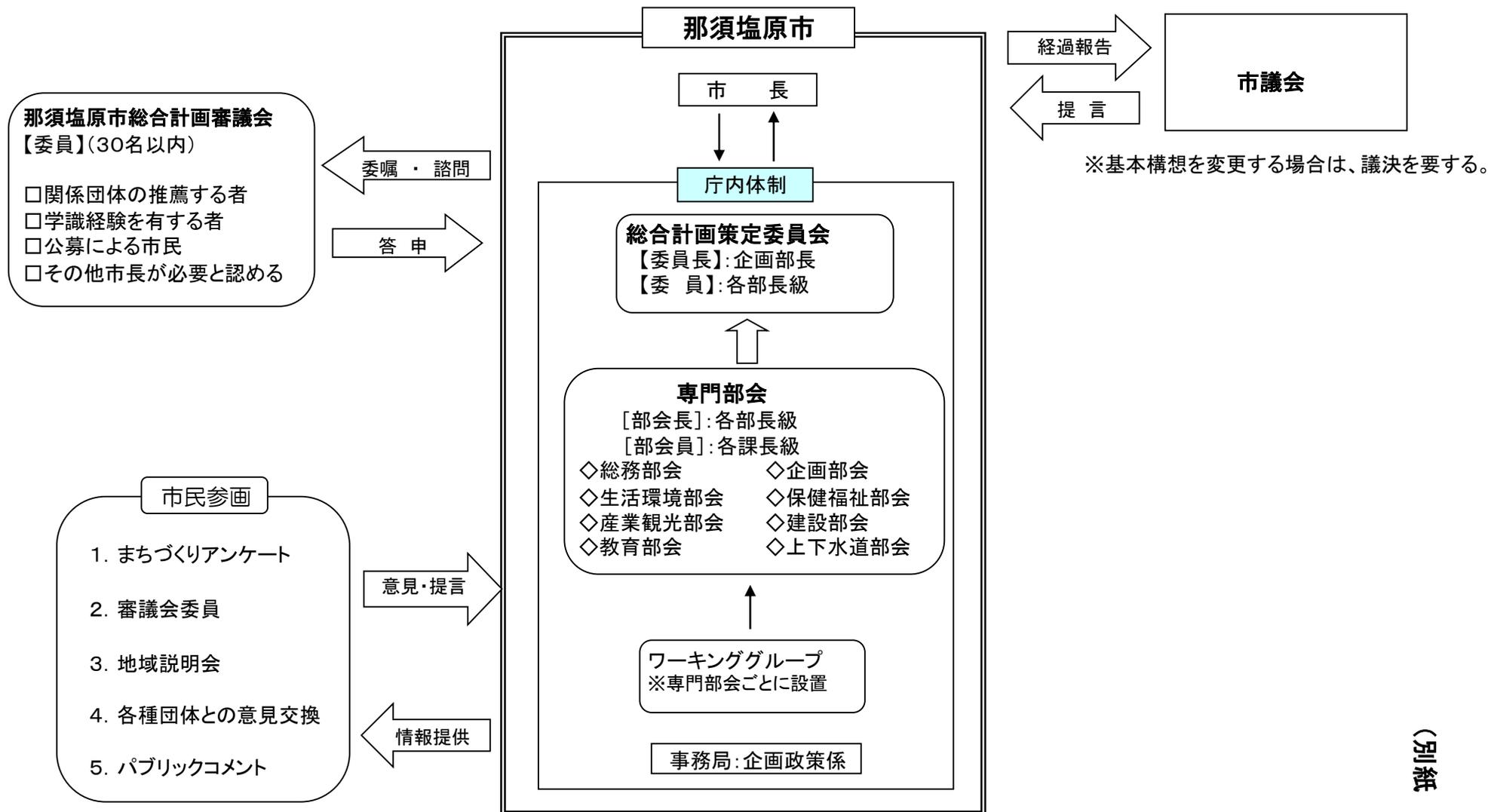
④各種団体との意見交換会

⑤パブリックコメント 等

(4) 議員からの提言・提案

議会に中間報告後、市民の代表である議員から総合計画への提言・提案を受ける。

# 那須塩原市総合計画策定体制図



## 那須塩原市総合計画審議会条例

平成17年7月1日

条例第231号

### (設置)

第1条 那須塩原市が策定する市政全般にわたる総合的な計画について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、那須塩原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議し答申する。

- (1) 地方自治法第2条第4項の規定に基づく市の基本構想(以下「基本構想」という。)
- (2) 基本構想に基づく基本計画
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、審議会の所掌事務に関する専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年那須塩原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略